

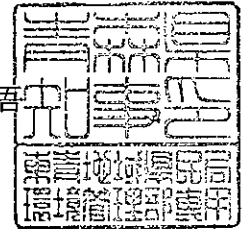


産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4
東武商事株式会社
代表取締役 小林 増雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 平成26年5月30日

許可の有効年月日 平成31年5月29日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無
無し

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類に限る。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

本許可証（写し）は産業廃棄物処理に基づき発行する物です。複製を固く禁じます。

東武商事株式会社
〒343-0114
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東4-4-4
TEL. 048-992-1150 / FAX. 048-992-1022

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年5月30日 新規許可

平成29年12月6日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）が平成29年10月1日から施行されたことに伴い、取り扱う産業廃棄物の種類に、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う旨明示し書換え

5. 積替え許可の有無 無し

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)